

# IAASB会議報告（第52回会議）

国際監査・保証基準審議会メンバー せきぐち ともかず 関口 智和

※IAASB：国際監査・保証基準審議会

国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board「アイ・ダブル・エー・エス・ビー」）は国際的な監査及び保証基準を開発している。今回の会議（第52回<sup>1)</sup>）は、2013年6月24日から28日にかけてニューヨーク（米国）において、メンバー及びオブザーバーが出席の上、開催された。日本からは、筆者がメンバー、日本公認会計士協会の甲斐幸子研究員が筆者のアドバイザーとして出席したほか、金融庁（企業会計審議会）より、五十嵐則夫委員（横浜国立大学教授）がオブザーバーとして出席した。本稿において、会議の概要について紹介したい。

## 1 公表物の検討

### (1) 監査報告

IAASBは、監査報告の見直しに向けた取組みを進めており、2012年6月に監査報告書の文例を示したコメント募集文書「コメント募集：監査人の報告書の改善」（コメント期限：2012年10月）を公表している。今回の会議では、当コメント募集文書に寄せられたフィードバックを含むこれまでの検討を踏まえ、監査報告に関して次の国際監査基準（ISA）の新規又は改訂案を公開草案として公表する旨について承認された。

- ISA701（新規）「独立監査人の監査報告書における主要な監査上の事項のコミュニケーション」
- ISA570（改訂）「継続企業」
- ISA260（改訂）「統治責任者とのコミュニケーション」

- ISA700（改訂）「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ISA705（改訂）「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ISA706（改訂）「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- その他の適合修正

上記公開草案は、コメント期間を120日間として、2013年7月後半に公表されている。公開草案の概要については、40頁掲載の別稿「国際監査・保証基準審議会（IAASB）における最近の取組み：監査報告書の改訂に関する公開草案について」をご参照いただきたい。

### (2) ISA適用モニタリング

IAASBは、2009年3月にクラリティ・プロジェクトを完了させて以降、同プロジェクトにおいて再起草の対象となったクラリティ版ISAと

国際品質管理基準（ISQC）1の適用を評価するために、これらの基準の適用状況について事実関係の把握に向けた取組みを行っている。今回の会議では、適用後レビューに関する取組み及びこれまでに識別された主な発見事項についてまとめた報告書を公表する旨が承認された。なお、報告書の概要については、コラムをご参照いただきたい。

## 2 論点の検討

### (1) ISA720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」

IAASBは、財務諸表外の情報が充実に等、取り巻く環境が変化していることを踏まえ、ISA720の見直しに向けた検討を開始している。今回の会議では、2012年11月に公表さ

れた公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、主に、次の点について議論がなされた。

- ・ 基準改訂にあたっての基本的な考え方
- ・ 改訂基準が対象とすべき文書の範囲

- ・ 監査報告書日後に入手した文書の取扱い
- ・ その他の記載内容に関する通読義務の性質

公開草案に対するコメントの中には、公開草案の提案に合意しない回答者も少なくなかったことを踏まえ、

IAASBは、本基準の改訂について慎重に検討を進めていくことを予定している。

〈注〉

- 1 電話会議による会議の開催は除く。

## コラム ISA適用後レビュー報告書について

### 1. ISA適用後レビューの概要

IAASBは、2009年3月にクラリティ・プロジェクトを完了させて以降、同プロジェクトにおいて再起草の対象となったクラリティ版国際監査基準（ISA）と国際品質管理基準（ISQC）1の適用を評価するために、ISAの適用モニタリング（ISA適用後レビュー）のプロジェクトを行ってきた<sup>1</sup>。IAASBは、ISA適用後レビューを行うにあたって、基準適用後2年間に於いて得られた経験を入手するため、監査人（小規模監査事務所を含む）、監査委員会、規制当局を含む関係者に質問票を送付した上で、回答を入手し、これを分析する等の作業を行ってきた。

IAASBは、2013年7月、適用後レビューに関する取組み及びこれまでに識別された主な発見事項についてまとめた報告書を公表している。

### 2. 入手した回答の概要

報告書の取りまとめにあたって、IAASBは、入手した回答のうち個別基準に関連する項目を次の規準に従って分類している。

- ・ 特に重要（Key）…IAASBが基準改訂を行った際に目標とした事項を達成するようにISAが整合的に理解・適用されていない旨を示唆する証拠が存在するもの。また、ISAの改訂によって、監査品質が向上する可能性が高いもの。
  - ・ 重要（Important）…IAASBが基準改訂を行った際に目標とした事項を達成するようにISAが整合的に理解・適用されていない旨を示唆する証拠が部分的に存在するもの。また、ISAの改訂によって、監査品質が向上する可能性があるもの。
  - ・ その他（Other）…ISAの改訂によって便益が得られる旨を示唆する証拠が限定的であるもの。
- 上記規準に従って、「特に重要」または「重要」と識別された項目は、次のとおりである。

#### (1) 「特に重要」とされた項目

- ① ISA200「財務諸表監査における総括的な目的」：多くの回答者から、職業的専門家としての懐疑心が重要である旨をISAにおいて強調すべきとの見解が示された。
- ② ISA220「監査業務における品質管理」：監査検査当局等から、ISA220及びISQC1における審査の定めが十分でないとの懸念が示された。
- ③ ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」：実務において特別な検討を必要とするリスクとして識別されている事項の性質及び数が整合的でない旨に多くの回答者が懸念を示した。また、内部統制の理解に関する要求事項について、実務での適用が困難であるとの懸念が示された。
- ④ ISA600「グループ監査」：グループ監査人が構成単位の監査人の作業に関与する程度が整合的でない旨に懸念が示された。また、構成単位の重要性の基準値の決定方法が整合的でない旨に懸念が示された。

## (2) 「重要」とされた項目

- ① ISA240「財務諸表監査における不正」：収益認識に関する不正リスクの推定についての実務が整合的でない旨に懸念が示された。また、仕訳入力テストに関するアプローチが整合的でない旨に懸念が示された。
- ② ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」：ITリスクがISAにおいて十分に記載されていないとの懸念が示された。
- ③ ISA320「監査の計画及び実施における重要性」：重要性の基準値及び手続実施上の重要性について、追加的なガイダンスが必要という懸念が示された。
- ④ ISA520「分析的手続」：分析的手続に依拠する上で必要な手続について、十分な説明がないとの懸念が示された。
- ⑤ ISA600「グループ監査」：重要な持分法適用会社へのアプローチ、監査作業のほとんどが行われる場所と異なる場所に業務責任者が所在する場合の取扱い、ファンド・オブ・ファンズの監査の取扱いについて懸念が示された。
- ⑥ ISA620「専門家の業務の利用」：監査人の利用する専門家の業務に関して、監査人の手続が整合的でないと懸念が示された。

## 3. その他

上記のほか、報告書では、小規模監査事務所や監査委員会から得られた回答についてもセクションを分けて要約が記載されている。IAASBは、今後、上記の事項を踏まえつつ、2015年以降の戦略及び作業計画を策定していくことを予定している。

### 〈注〉

- 1 ISA適用後レビューの進め方については、『会計・監査ジャーナル』（2011年12月号）のコラムをご参照いただきたい。